

平成 27 年 11 月 5 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員による不祥事等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員による不祥事等

2 質問の要旨

1. 先の文書質問では白紙請求書以外の不適切な事務は無いと言い切り、答弁を出していたが、総務常任委員会では、災害時要援護者に係る事務で不適切な実態が明らかとなった。

何故、虚偽答弁をしたのか、理由を述べよ。

2. 下記の部署課(①～⑦)において納税課の如く遅刻した実態はあるか。(H26～H27. 11)

又、遅刻以外に懲戒対象となる行為は見受けられるか。(過去 5 年間)

(改竄、微少の不適切事務、事務処理のミス等全て挙げよ)

①下水道河川課、②保険年金課、③名越クリーンセンター、④岡本保育園、⑤材木座保育園、⑥今泉クリーンセンター、⑦資産税課

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

④ (平成 27 年 11 月 9 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を答弁によって行う為。)